特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	身体障害者手帳の交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宇都宮市は，身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて，特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し，このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで，個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	
特記事項	―

評価実施機関名
宇都宮市長

公表日
令和1年6月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号，以下，「法」という。），行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」という。）に基づき，宇都宮市（以下，「本市」という。）が，身体障がい者に対し，身体障害者手帳の交付等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①　身体障害者手帳の交付の申請の受理，その申請に係わる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②　身体障害者手帳の返還に関する事務 ③　身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④　氏名を変更したとき，若しくは居住地を移したときの届出の受理，その届出に係わる事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤　身体障害者手帳の再交付に関する事務 ⑥　情報提供ネットワークシステムを利用した障害者関係情報の提供
③システムの名称	①　障がい福祉システム ②　共通基盤システム（庁内連携システム） ③　団体内統合宛名システム ④　中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

身体障害者手帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・　第9条第1項　別表第一の第11の項 ・　第9条第1項　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令（以下，「主務省令」という。）で定める事務を定める命令　第11条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　　実施する　　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」，「市町村長」，「都道府県知事」又は「厚生労働大臣」の項のうち，第四欄（特定個人情報）に「身体障害者手帳」，「障害者関係情報」が含まれる項（別表第二の第16，27，28，31，54，55，56の2，57，79，106，116の項） 2　番号法第19条第7号別表第二の主務省令（※）における情報提供の根拠 第12条　第1号ハ，第12条　第3号ハ，第20条　第2号イ，第21条　第1号イ，第21条　第2号イ， 第22条　第1号イ，第28条　第1号イ，第29条　第1号，第30条　第3号，第31条　第1号ハ， 第31条　第2号ハ，第31条　第4号イ，第31条　第5号ハ，第31条　第6号イ，第42条　第1号， 第53条　第1号イ，第53条　第2号イ，第53条　第3号イ （※）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 3　番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 　なし	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部　障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所　保健福祉部　障がい福祉課 TEL028-632-2361

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所　保健福祉部　障がい福祉課 TEL028-632-2361

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　[　]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　[　]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明